

保険・年金 フォーカス

欧州保険会社が 2016 年の SFCR(ソルベンシー財務状況報告書)を公表(1) — 全体的な状況報告 —

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

欧州の保険会社各社が 5 月中旬から 6 月末にかけて、単体及びグループベースの SFCR (Solvency and Financial Condition Report : ソルベンシー財務状況報告書) を公表している。これは、2016 年にソルベンシー II 制度が導入されて以来、初めて対外公表されるソルベンシーと財務状況に関する詳細な報告書となっている。

今回を含めた 4 回のレポートで、各社が公表した SFCR について、その概要を報告する。まずは、今回のレポートでは、SFSCR の全体的な状況について報告し、次回以降のレポートで、欧州大手保険グループの SFSCR から一部の項目（長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等）を抜粋して報告する。

2—SFSCR(ソルベンシー財務状況報告書)とは

1 | SFSCR とは

SFSCR は、ソルベンシー II 制度の下で、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される資料であり、まさに、ソルベンシーと財務状況についての詳細な内容をまとめた報告書である。

2 | SFSCR の内容

SFSCR の内容や構造については、ソルベンシー II 指令 2009/138/EC の第 51 条～第 56 条、委任規則 (EU) 2015/35 の第 290 条～第 298 条等に規定されている。

これによれば、SFSCR の項目は、次ページの通りとなっており、

- A. ビジネスとパフォーマンス、
- B. ガバナンス制度、
- C. リスクプロファイル
- D. ソルベンシー目的のための評価、
- E. 資本管理

に関する記述が求められる。

SFSCR では、これらの項目に関する定性的かつ定量的な情報が記載される。また、記載内容について

ては、①年度末の状況と前期間と比較しての重要な変化の分析、②評価についてはソルベンシーⅡベース、いくつかの要素については財務諸表ベース、③資産、技術的準備金やその他の負債の価額に関する重要な差異の説明、等が含まれている。なお、構造や最低限の内容以外の説明部分についてはフリーフォーマットとなっている。

A. ビジネスとパフォーマンス

- A.1 ビジネス
- A.2 引受業績
- A.3 投資実績
- A.4 その他の活動の実績
- A.5 その他の情報

B. ガバナンス制度

- B.1 ガバナンス制度に関する一般的な情報
- B.2 適合・適切要件
- B.3 リスクとソルベンシーの自己評価を含むリスク管理制度
- B.4 内部統制制度
- B.5 内部監査機能
- B.6 保険数理機能
- B.7 アウトソーシング
- B.8 その他の情報

C. リスクプロファイル

- C.1 引受リスク
- C.2 市場リスク
- C.3 信用リスク
- C.4 流動性リスク
- C.5 オペレーショナルリスク
- C.6 その他の重要なリスク
- C.7 その他の情報

D. ソルベンシー目的のための評価

- D.1 資産
- D.2 技術的準備金
- D.3 その他の負債
- D.4 評価のための代替的手法
- D.5 その他の情報

E. 資本管理

- E.1 自己資本
- E.2 ソルベンシー資本要件および最低資本要件

- E.3 ソルベンシー資本要件計算におけるデュレーションベースの株式リスクサブモジュールの使用
- E.4 標準式と使用された内部モデルとの差異
- E.5 最低資本要件の不遵守とソルベンシー資本要件の不遵守
- E.6 その他の情報

こうした SFCR の内容に関して、監督当局が（再）保険会社に期待することのさらなる詳細については、EIOPA がガイドライン¹を公表している。

また、SFSCR とともに公表される「ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート（Solvency II annual quantitative reporting templates : QRTs）」については、EIOPA が ITS（Implementing Technical Standards）で規定しているが、以下の項目に関する情報を特定するものとなっている。

- S.02.01.02 貸借対照表
- S.05.01.02 事業毎の保険料、保険金請求及び事業費
- S.05.02.01 国毎の保険料、保険金請求及び事業費
- S.22.01.22 長期保証措置及び移行措置の影響
- S.23.01.22 自己資本
- S.25.02.22 ソルベンシー資本要件
- S.32.01.22 グループの範囲にある会社

なお、SFSCR においては、これらの内容に加えて、各社毎に異なっているが、
 独立監査人報告書
 取締役の責任の声明
 等が附属資料として添付されている。

3 | SFSCR の開示

全ての(再)保険会社は、毎年、ソルベンシーと財務状況に関する報告書（単体の SFSCR 及びグループ SFSCR（グループレベル又はシングル SFSCR））を開示しなければならない。SFSCR は AMSB(administrative, management or supervisory body)による承認が必要で、承認後に公表できる。なお、比例原則が適用される。

単体の SFSCR については、欧州経済地域（EEA）に本拠を置く会社について求められる。このため、例えば、AXA の開示資料によれば、AXA において、AFR（Available Financial Resources）で 60% 程度の会社に対する単体 SFSCR が公開された形になっている。

一定の状況下では特定の情報を開示しないことも認められる。他の法的ないしは規制要件に基づい

¹ 「報告と公衆開示に関するガイドライン」（EIOPA-BoS-15/109EN）（このガイドラインは、SFSCR だけでなく、RSR（Regular Supervisory Report：定期監督報告）についても含まれている）
https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA_EN_Public_Disclosure_GL.pdf#search=%27solvency+%E2%85%A1+SFSCR%27

で行われた公衆開示を利用することも認められる。さらには、追加的にボランティア・ベースでソルベンシーと財務状況に関する情報や説明を開示することもできる。開示された情報に大きな影響を与える重要な進展が見られた場合には情報の更新を行う必要がある。

4 | SFCR の開示スケジュール

SFCR 等の報告書の監督当局等への提出・開示スケジュールは、以下の通りとなっている。報告書の作成には大変な労力と時間を要することから、準備期間を考慮して、数年かけて段階的に本来の期限へと早期化が図られていくことになっている。

(参考) ソルベンシー II 制度の下での監督当局等への報告・開示スケジュール

単体ベースの四半期報告については、2016 年は、期末後 8 週間以内にテンプレートを提出することが求められることになっているが、これが 2019 年に向けて、5 週間以内へと段階的に短縮されていくことになる。グループベースの四半期報告については、2016 年は、期末後 14 週間以内にテンプレートを提出することが求められるが、これが 2020 年に向けて、11 週間以内へと段階的に短縮されていくことになる。

一方で、年間報告となる SFCR については、単体ベースでは 2016 年の 18 週間以内から、2019 年の 14 週間以内へ、グループベースでは 2016 年の 24 週間以内から、2019 年の 20 週間以内へと短縮されていくことになる。なお、四半期報告については監督当局への報告のみで一般には非公開な報告であるが、SFCR については、パブリック・ディスクロージャー資料として、一般に公開される報告となる。

2016 年決算の場合の具体的な日程は、第 4 四半期報告が、単体で 2017 年 2 月 25 日、グループで 2017 年 4 月 8 日、SFCR が、単体で 2017 年 5 月 20 日、グループで 2017 年 7 月 1 日となっていた。

3—SFCR の全体的な状況

2—2 | で述べたように、SFCR の記載項目等は法令等で規定されているが、さらに EIOPA は監督当局が期待するものについてのガイドラインを公表している。ただし、SFCR の詳細な内容については各社の裁量に委ねられた形になっており、実際の SFCR の記載内容等も各社各様となっている。

この章では、SFCR の全体的な状況について、主として欧州大手保険グループ 6 社 (AXA, Allianz, Generali, Prudential, Aviva, Aegon) の SFCR に基づいて、報告する。

1 | 公表時期 (単体及びグループ SFCR)

2016 年決算における SFCR の公表期限については、単体については 5 月 20 日であったため、多くの会社はその直前の営業日である 5 月 19 日に対外的に公表している。Hannover Re や AIG Europe のように 5 月 19 日より前に公表した会社もあるが、少数派であった。

グループの SFCR については、単体と合わせて、同時に公表している会社もあるが、この時点では法令等で求められている単体のみに止めて、グループについてはその公表期限である 7 月 1 日を待つ

て、その直前の営業日である6月30日に対外的な公表を行っている会社が多かったようである。

欧州大手保険グループの中では、AXA、Prudential、Avivaが前者に属し、Allianz、Generali、Aegonが後者に属していた。国毎に監督当局のスタンスが異なっていること等も反映されているものと思われる。

2 | ボリューム (ページ数)

SFCRのボリューム(ページ数)については、附属資料等を除いた本体部分だけで、欧州大手保険グループ6社のグループSFCRだけをみても、60ページから120ページとかなり幅のあるものとなっている。その他の会社では20ページに満たない会社もある。もちろん各社の会社構造等の違いもあることから、外形的なボリュームだけに基づいて、SFCRの内容の評価はできないが、一定程度会社のスタンス等を反映したものとなっているものと思われる。

3 | 使用言語

グループSFCRで使用される言語については、委任規則(EU) 2015/35の第360条に規定されている。

これによると、その第1項で「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、グループSFCRをグループ監督当局が定めた言語で開示するものとする。」と規定されている。ただし、第2項において「監督カレッジが複数の加盟国の監督当局から構成されている場合、グループの監督当局は、関連する監督当局及び当該グループと協議した後、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社に対して、監督カレッジでの合意により、第1項に言及された報告書を、関係する他の監督当局によって最も一般的に理解される別の言語で開示することを要求できる。」としている。さらに、第3項において、「保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社の保険及び再保険子会社のいずれかが、その公用語が第1項及び第2項の適用によってSFCRを開示している言語と異なっている加盟国に本店を有する場合、保険及び再保険会社、保険持株会社又は複合金融持株会社は、当該報告書の要約を当該加盟国の公用語に翻訳しなければならない。」と規定されている。

この規定に基づいて、例えば、欧州大手保険グループ6社は、そのグループSFCRについて、自国語に加えて、英語版も作成している。さらに、Allianzは、グループSFCRの要約について、保険子会社が存在する加盟国の公用語に翻訳したバージョンを公表している。なお、6社以外の会社でも、英語版を平行して作成したり、当初は自国語版のみを公表して、後ほど英語版をWebサイトで公表している会社もある。

一方で、単体のSFCRについては、基本的には当該単体の管轄地域の言語だけの対応となっている。ただし、欧州大手保険グループ6社については、一部の主要単体会社や主要国でない場合等について、英語で作成しているケースもある。

例えば、AllianzはWebサイトで13の単体のSFCRを公表しているが、そのうちの2つ(Allianz Insurance plc(英国)とEuler Herms(ベルギー))のみが英語版となっている。英語圏以外では、ベルギーの子会社が自国以外の言語の英語で作成していることになる。ところが、主要な単体保険会社であるAllianz SEについてはドイツ語版のみとなっている。

GeneraliはWebサイトで20の単体のSFCRを公表しているが、そのうちの2つ(Generali Belgium S.A.(ベルギー)とCeská pojišťovna A.S.(チェコ))が英語で作成されており、他は管轄地域の言

語で作成されている。Generali は、単体の親会社の Assicurazioni Generali S.p.A.について、イタリア語版だけでなく、英語版も作成している。

このように、グループ会社において、その構成会社である全ての単体の SFCR が当該単体の管轄地域の言語で作成されているというわけでもない。ただし、当該市場において一定の市場シェアを有する会社の場合には、当該監督当局から、当該国の言語で作成することを要請されることになっているようである。

4 | QRTs の取扱

ソルベンシー II 年次定量的報告テンプレート（年次 QRTs）の報告については、SFCR の附属資料としている会社と別途資料としている会社がある。

年次 QRTs は、SFCR に提示された情報を補完し、2—2 | で述べたように、国別や事業別の貸借対照表項目、保険料、保険金請求及び事業費、技術的準備金、自己資本及びソルベンシー資本要件の金額、長期保証措置と移行措置の適用による影響等を明らかにしている表で構成されている。

5 | 独立監査人による監査報告書

SFCR については、監査を強制されているわけではない。ただし、EIOPA は監査を推奨し、いくつかの国の監督当局は監査の必要性を強く主張している。

こうした状況下で、今回の SFCR での欧州大手保険グループ 6 社の対応は分かれている。具体的には、AXA、Generali、Prudential、Aviva については、独立監査人による監査報告書が SFCR の附属資料として添付されているが、Allianz と Aegon の SFCR には添付されていない。

独立監査人による監査を、品質管理の一環として利用するとのスタンスを有している会社もあれば、重要かつ堅実な社内レビューを通じてチェックを行っているとのスタンスの会社もある。

監査を行う場合、監査が困難または不可能な技術的な手法等の使用が制約を受けるとともに、説明のために内部情報の開示の必要性が高まることになる。

欧州大手保険グループ6社のグループSFCR

| | AXA | Allianz | Generali | Prudential | Aviva | Aegon |
|----------------|-------|-----------|----------|------------|-----------|-------|
| 対外公表(プレス・リリース) | 5月24日 | 6月23日 | 6月30日 | 5月18日 | 5月19日 | 6月30日 |
| ボリューム(本体ページ数) | 60 | 123 | 96 | 70 | 78 | 103 |
| ボリューム(附属ページ数) | 10 | 94(含QRTs) | 30 | 54(含QRTs) | 76(含QRTs) | 6 |
| SFCRの言語 | 仏語、英語 | 独語、英語 | 伊語、英語 | 英語 | 英語 | 蘭語、英語 |
| QRTsの取扱 | 別途資料 | 附属資料 | 別途資料 | 附属資料 | 附属資料 | 別途資料 |
| 監査報告書の添付 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | × |

6 | その他

SFCR は、その趣旨からして、できる限り保険契約者や投資家等が理解できるものを提供していくことが求められている。こうした観点から、多くの会社が、用語集を付け加えて、複雑な専門用語の説明を行っている。さらには、テキストや図表を積極的に使用して、読者にわかりやすいものを目指している会社もある。ただし、補足的な情報や解説については、限定的で、基本的な要件だけを満たしている会社が多い。

4—今回の SFCR 公表を受けての関係者の反応及び意見

今回の SFCR の公表を受けての関係者の反応及び意見は、以下の通りである。

1 | 保険会社

保険会社各社は、他社の SFCR を分析することを通じて、自社の SFCR の位置付けを確認しようとしている。各種の説明内容や情報の提供レベルについては、他社との比較感を見る中で、翌年度以降の SFCR 作成に生かしていこうとしている。

2 | 監督当局

ドイツの保険監督当局 BaFin の保険・年金監督責任者である Frank Grund 氏は、SFSCR によって公表される数字が誤解されることがないようにと警告している。さらには、「低金利への対応能力でドイツの保険会社をランク付けするために SFSCR が使用されるべきではない。」と述べている。

英国の保険監督当局 PRA(健全性規制機構)の保険監督責任者である David Rule 氏は、「PRA が SFSCR の内容の深さに関してあまりにも規範的であることは有益ではないが、いくつかの領域はより整合的にできるだろう。」、さらに「危機の際の数字に対する信頼の喪失の危険を冒さないためにも、保険会社は、ソルベンシー比率の背後にあるものを、保険契約者や投資家等に十分に説明する必要がある。」と述べている。

3 | Deloitte の報告書

Deloitte はアイルランドの 61 の保険会社の SFSCR を分析²しているが、これに基づくと、概ね以下の評価がなされている。これらの評価は、他の国の保険会社の SFSCR に対して、必ずしも当てはまるものではないかもしれないが、一定程度共通的な評価を示唆しているものと思われる。

- ・ユーザー・アクセシビリティという観点からは、金融や保険の概念に対する十分な知識を有していない平均的な保険契約者が SFSCR を理解できるものにするという点で、一般的に損害保険会社の方が生命保険会社よりも優れていた。フローチャートを使用して、リスク管理制度や ORSA プロセスの説明を行うことで、一目で重要なポイントが把握できるようにしていた。
- ・大手の会社や上場会社は、既に財務諸表における開示等を通じて、多くの情報を提供しているので、より詳細なレベルの情報を SFSCR に含めていた。
- ・セクション間の比較では、「B.ガバナンス制度」が最も分量が多く、「A.ビジネスとパフォーマンス」と「E.資本管理」の分量が少なかった。
- ・「A.ビジネスとパフォーマンス」は、本質的に事実に基づいているものである。大多数の会社が引受け結果を提示していたが、引受け結果の標準的な尺度の欠如が、会社間の引受け結果の比較を困難にしている。
- ・「B.ガバナンス制度」は、(アイルランドの保険監督当局である) CBI が、重要な開示要件であるとの明確なメッセージを送っていた。今回の情報は、会社固有のガバナンス体制についての真の洞察

² <https://www2.deloitte.com/ie/en/pages/financial-services/articles/solvency-and-financial-condition-report.html>

がなく、最低限の事実レベルであった。全体的な感触は、非常に「定型文句 (boilerplate)」であった。ガバナンス制度は、企業が市場慣行に対応して強化する必要のある分野であると期待している。

- ・「C.リスクプロファイル」については、殆どの会社は標準式のストレスの影響を提供していたが、さらなる感応度／シナリオ、ストレスおよびリバースストレステストの詳細を提供している会社はほんのわずかだった。
- ・「D.ソルベンシー目的のための評価」については、会社によって大きく異なっている。多数の会社が技術的準備金を算出する上で使用される基礎、手法及び主要な前提を説明していなかった。そのため、ユーザーが技術的準備金がどのように計算されているのかを理解するのが難しく、会社間の比較も限定される。
- ・「E.資本管理」については、最低限の要件を満たした企業は殆どなかった。殆どの会社がソルベンシー／最低資本要件のハイレベル（大まか）な情報を提供するのみだった。これらの数値に関する議論は殆ど提供されておらず、殆どの会社が資本管理は内部及び外部の SCR カバレッジ比率の目標を満たし続けることを目指していると述べていた。このセクションが、例えば、企業やブランドの強みを強化するために、高いカバレッジ比率を使用するなど、対話を拡大するために、会社が将来的に努力を集中することを選択する可能性のある分野になることを期待している。

4 | アナリスト等のユーザー

今回の SFCR に対しては、アナリスト等のユーザーから様々な反応が見られている。

財務状況に関する重要な付属情報を提供するものであるとして、評価する向きもある。例えば、主要な子会社毎の SFCR が開示されるので、これらの分析を通じて、グループの SFCR の構造分析が可能になるとされている。

一方で、内部モデルやマッチング調整等の領域での説明や情報開示が十分ではないとの意見もある。また、ソルベンシー資本カバレッジの変化の要因分析等において、会社間での整合的な分析結果の開示が必要との意見もある。

さらには、今回の SFCR が提供している情報は、保険会社間の比較分析に十分に貢献するものではなく、開示を通じて市場規律を創出するという SFCR の主要目標は果たせていない、との意見もある。ソルベンシー II のメカニズムの使用状況と販売されている保険商品の構成が、国毎に大きく異なる可能性があるという事実によって、SFSCR の用途が限られている、との意見である。ソルベンシー II の目的は最大の調和を生み出すことだったが、現実はそうではないことから、ソルベンシー II のデータに依存している SFSCR を使用することは相互比較を困難にしている、とされている。

また、保険契約者や投資家等の主要な利害関係者の理解可能性という観点からは、まだまだ解決すべき課題が多いとの意見がある。

なお、今回の SFSCR で公表された数値に関しては、改めて、①長期保証措置と移行措置の適用の影響が再確認され、会社や国によってはその存在の大きさが再認識されたことや、②グループ SFSCR における分散化効果の大きさ、③LAC DT (Loss Absorbing Capacity of Deferred Tax: 繰延税金の損失吸収能力) への依存の程度、が明確化されていることが注目されているようである。

5—まとめ

今回のレポートでは、公開初年度となる SFSCR の全体的な状況について報告し、それに対する関係者の反応や意見についても簡単に報告した。

これによると、今回の SFSCR は必ずしも高い評価を得ていないようである。

保険会社は今回の SFSCR の作成において、可能な限り既存の報告書からの引用等も利用する中で、負担の軽減を図っていたようであるが、それでも限られた時間の中で、多大な労力が費やされたようである。2016 年度は最初の年であることから、試行錯誤もあったものと思われるが、来年度以降作成のスケジュールが段階的に早期化されていくことから、今回の経験を踏まえて、さらなる効率化が図られていくことになる。一方で、今回の SFSCR に対する厳しい評価も踏まえて、さらなる充実に向けた取組みも求められてくることになる。

監督当局は今回の SFSCR で開示されている以上の多くの情報を、定期的な監督報告書 (Regular Supervisory Report: RSR) やより豊富な内容を有する QRTs の形で入手している。こうした情報の中には、保険会社のリスク管理等の構造や保険会社間の相対比較を知る上で重要な、多くの貴重な情報が含まれているものと思われる。

いずれにしても、今後の保険会社と監督当局との関係や、保険会社各社の他社研究等を通じて、SFSCR の有用性の向上に向けた取組みがより一層行われていくことを期待したい。

次回以降のレポートで、欧州大手保険グループ各社の SFSCR から一部の項目 (長期保証措置と移行措置の適用による影響、内部モデルと標準式の差異等) を抜粋して報告する。

以 上